

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第 212 回定例会・会議録

日 時 令和 3 年 2 月 3 日 (水) 18 : 30 ~ 20 : 40
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席委員 石川、石坂、神林、木村、桑原、三宮、品田、須田、高木、高桑、
高橋、竹内、三井田、宮崎
以上 14 名
欠席委員 相澤、石塚、西巻、三浦
以上 4 名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
渡邊所長 新通原子力防災専門官
資源エネルギー庁 柏崎刈羽地域担当官事務所 渡邊所長
新潟県 原子力安全対策課 原課長 松本主査
柏崎市 防災・原子力課 小林主幹 金子課長代理 月橋主事
刈羽村 総務課 武本課長 加藤主事
東京電力ホールディングス (株) 石井発電所長 櫻井副所長
佐藤リスクコミュニケーター
篠田原子力安全センター所長
曾良岡土木・建築担当
栗田新潟本部副代表
山田地域共生総括 GM
小林地域共生総括 G
永田地域共生総括 G

柏崎原子力広報センター 竹内事務局長
石黒主査 松岡主事

◎事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今より、柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、第 212 回定例会を開催いたします。

本日の欠席委員は、相澤委員、石塚委員、西巻委員、三浦委員の 4 名でございます。尚、木村委員は若干遅れるとのことでございます。

それでは、本日お配りしました資料の確認させていただきます。

事務局からは、「会議次第」、「座席表」でございます。

原子力規制庁からは 3 部、本日の議題の説明資料 2 部も含みます。資源エネルギー庁からは 1 部、新潟県から 1 部、柏崎市から 1 部とチラシが 1 枚入っております。それから、東京電力ホールディングスから 2 部になっております。お揃いでしょうか。

それでは、これよりの議事進行につきましては議長からお願いいたします。桑原会長、よろしくをお願いいたします。

◎桑原議長

皆様こんばんは。足下の悪い中ご出席をありがとうございます。

それでは、第 212 回の定例会を始めさせていただきたいと思います。いつものように議事(1)としまして、前回定例会以降の動き、ということで、東京電力さんから刈羽村さんまでの説明をいただきましたら委員の皆様より質疑に入りたいと思います。それでは、まず初めに東京電力さん、お願いいたします。

◎石井発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力でございます。発電所長の石井でございます。

まず冒頭、この度は当社社員による ID の不正利用、それから 7 号機の新規制基準に基づく安全対策工事の一部未完了というものが確認されました。これにより、地域の皆様、それから広く社会の皆様に変なご心配とご不安をお掛けしておりますことを改めまして深くお詫び申し上げます。申し訳ございません。

ID カードの不正使用につきまして、若干現状を説明させていただきますが、如何なる理由があろうとも許されることではなく、原因調査の結果を踏まえて、必要な処分を行う予定でございます。また、対策として既に ID カードの保管方法の見直しや社員に対する核物質防護教育などを実施しました。また、さらに今後、核物質防護の必要性や脅威等に対する教育を始め、発電所として強固な核物質防護システムを構築するために必要な措置について対策、検討を進めて参ります。

それから安全対策工事の一部未完了につきましては、6 号機と 7 号機にある中央制御室の事故時に使用する設備が保管されている区域のダンパーの設置工事が 6 号側で工事管理が行われていたということで、7 号機の工事の完了をもって完了したということをお知らせしてしまいましたが、この一部が、6 号機側の工事管理となっており、未完了であったということを確認できなかったものでございます。現在、同様のケースがないか、マスターである設計及び工事計画の認可に基づく現場調査を実施し

ております。調査の結果につきましては、妥当性も含め確認の上、別途お伝えさせていただきたく存じます。また、本件の根本的な対策についても検討を実施して参りたいと思います。

尚、今回の2つの事案について、単発の対策ではなく、これらを踏まえて発電所における品質管理、教育という観点で今後も対策を実施して参りたいと存じます。その状況につきましてもまとめ次第お知らせいたします。いずれにいたしましても安全を最優先に、懸念事項などを1つひとつ確認しながら進めて参りたいと思います。

それでは、前回定例会以降の動きにつきまして、副所長の櫻井よりご説明をさせていただきます。

◎櫻井副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

それではお手元の第212回地域の会定例会資料、前回定例会以降の動きと記載しておりますものをご覧くださいと思います。

初めに、発電所に係る情報でございます。

1月21日、柏崎刈羽原子力発電所7号機の設計及び工事計画変更認可について、資料2ページとなりますが、こちらにつきましては後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に1月23日、柏崎刈羽原子力発電所員における発電所建屋内への不正な入域について、資料は3ページとなります。今しがた、所長の石井からお話をさせていただきましたとおり、柏崎刈羽原子力発電所にて昨年9月の下旬になりますが、当社の社員が他人のIDカードで発電所建屋内の中央制御室に入域した事例がございました。本事案の発生によりまして地域の皆様には大変なご心配をおかけしましたことを改めまして深くお詫び申し上げます。

対策といたしまして、冒頭述べましたが、IDカードの保管方法を見直しますと共に、社員に対し、核物質防護に関する教育というところを実施してございます。今後も核物質防護の必要性や脅威に関する教育を始め、発電所として強固な核物質防護システムを構築するために必要な措置について更なる対策、検討を進めて参りたいと考えてございます。

次に、1月27日、柏崎刈羽原子力発電所7号機の新規制基準に基づく安全対策工事における一部未完了について、資料4ページとなります。

今年の1月12日に7号機の新規制基準に基づく安全対策工事が完了したことをお知らせしておりましたが、1月27日、6・7号機の中央制御室用の重大事故等対処設備であります、可搬型陽圧空調機、こちら中央制御室外の火災によって発生する有毒ガスなどが、中央制御室内に入らないように、同室内を陽圧化する空調機というかたちになりますが、この空調機が保管されております区域で火災が生じた際に、室外とつながる空調のダクトから消火剤が流出することを防止するための装置、ダンパーというかたちになりますが、このダンパーの設置工事が完了していないことを確認いた

しました。

本工事は6号機の安全対策工事として工事管理を行っていたために、7号機の安全対策工事完了時点で未完了であることを確認することができず、6号機の安全対策工事を進める中で未完了であることを判明したということでございます。原因でございますが、設計方が6・7号機共用の可搬型陽圧化空調機、計6台を分散して配置することを決め、そのうち半分の3台というところを6号機工事エリアに設置することを決めております。その後、工事方に当該のエリアを7号機の対象エリアとするように変更処理を依頼したわけですが、工事方についてはこの当該処理を失念しておったということになります。あわせて工事完了の確認にあたりましては、7号機の対象工事が終わっているかを確認することで判断したことから、漏れが生じたものと考えてございます。

現在、同様のケースがないか、設計及び工事計画認可に基づく現場調査というところを進めてございまして、現時点では確認はされてない状況でございます。引き続き調査を進めると共に、調査結果の妥当性も含めて確認の上、完了について別途お知らせしたいと考えてございます。

次に1月28日、柏崎刈羽原子力発電所における安全対策の取り組み状況について、及びその次になりますが、同日の7号機新規制基準に基づく安全対策工事の進捗状況について、資料は6ページから11ページとなります。こちらの今申し上げました7号機の一部工事未完了というところからになりますけれども、資料7ページになりますが、こちらの表中の3、内部火災により安全性が損なわれないこと、の(1)、耐火障壁の設置等というところの7号機の部分になりますけれども、こちらが完了からですね、工事中ということで変更してございます。

続きまして1月28日、7号機使用前事業者検査の進捗状況について、資料は12ページとなります。現在、使用前事業者検査を進めておりますが、その内、燃料装荷前に行う検査というところを進めている状況でございますが、この使用前事業者検査につきましては、全130項目ございますけれども、現時点で36項目を完了している状況でございます。詳細につきましては資料の中を参照いただけたらと思っております。

次に、その他、となります。1月27日、第18回原子力改革監視委員会における、当社ご説明内容について、資料は当社のホームページに掲載してございますので、お手数ではございますが、そちらからご確認をお願いいたします。

最後に、福島を進捗状況に関する主な情報でございますが、こちらにつきましては、資料配付のみとさせていただければと思います。私からの説明は以上となります。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして、原子力規制庁さんお願いいたします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所の渡邊です。私共から本日は3種類、資料をお配りしてございますが、まずは前回定例会以降の原子力規制庁の動きについて、ご説明させていただきます。後ほど他の2つの資料については別途ご説明をいたします。

まず、原子力規制委員会の関係でございますが、こちらに書いてある2月3日、本日の委員会で、12月4日の関西電力大飯発電所3・4号機の設置変更許可を取り消す判決に関して、国としては控訴することを決定しましたが、判決の論点となった基準地震動の策定に関する審査における不確かさの反映について大飯発電所の具体例を取りまとめております。

引き続き柏崎刈羽原子力発電所6・7号炉の審査状況ですが、現在、6・7号機の特定重大事故等対処施設、いわゆる特重施設の審査を実施しており、審査会合及びヒアリングの実績を掲載してございます。1月27日の審査会合はテレビ会議システムを使用して実施し、事業者からは特重施設に係る体制の整備について説明がございました。

次に、規制法令及び通達に係る文書の関係でございますが、まず1月20日、7号機の設計及び工事の計画の認可申請書を受理しました。こちらは、新しい知見に対するバックフィットとして、2017年の8月に規則が改正され、新規規制基準の追加要求となった対策について申請を受理したものです。具体的には高エネルギーアーク損傷、いわゆる我々HEAFと呼んでおりますが、電気盤における高エネルギーアーク放電による火災発生防止のための対策工事になります。こちらについては認可申請書を受理してございます。今後、規制庁の本庁で審査の実施、認可処分を行ったあと、事業者が対策工事、工事に係る使用前事業者検査を実施しますので、原子力規制検査及び使用前確認を実施する予定でございます。

1月21日、7号機の設計及び工事の計画の変更を認可しました。こちらは昨年10月に認可した設工認申請書の記載内容と現場の施工状況に一部不整合があったということに関して、昨年12月9日、認可申請書と及び軽微変更届出書を受理いたしまして、改めて審査を実施した上で認可を行ってございます。

1月29日、柏崎刈羽原子力発電所の運転計画を受理してございます。こちら、原子炉等規制法に基づき、毎年1回この時期に、向こう3年間の原子炉の停止計画の届け出を受けるもので、柏崎刈羽原子力発電所については7号機を含め、現状運転計画は未定というかたちの届け出をいただいております、決定次第変更届を受けることになっています。

続きまして、被規制者との面談でございますが記載のとおり、6・7号機、特重施設に関する面談を公表してございます。

その他、公開会合ですが、2月1日、第2回原子炉等規制法に基づく法令報告の改

善に関わる公開会合を行いました。こちらは原子炉等規制法、具体的には第 62 条の 3 に基づき、発電所で事故・トラブルがあった場合は事業者に対し、規制庁への報告を義務付けておりますが、現在の法令で定める報告対象や時期が、今の状況にあったもの、即したものであるか、事業者を含め、公開会合で議論し、来年度の規則改正につなげていきたいという趣旨で行なっているものです。

あと、柏崎刈羽原子力規制事務所の関係でございますが、現在第 3 四半期の原子力規制検査の結果を取りまとめてございます。報告書案については、2 月 1 日から規制庁ホームページで公表しております。こちらは報告書の確定プロセスといたしまして、報告書案を公表し、事業者に主に事実関係について確認、必要に応じ修正を行った上で、今月中の原子力規制委員会の定例会で報告し確定となる予定です。なお、本報告書案については、後ほど新検査制度の説明の際に合わせて説明させていただきます。

放射線モニタリング情報ですが、放射線モニタリング情報の関係については、いつも通り全国のモニタリングの特定地について、逐次報告、規制庁のホームページで公開してございますが、今回特異な数値等はございませんでした。

以上でございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして資源エネルギー庁さん、お願いいたします。

◎渡邊柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所の渡邊でございます。よろしく申し上げます。

それでは当庁の「前回定例会（令和 3 年 1 月 20 日）以降の主な動き」の資料をご覧ください。

まず、資料をご説明させていただく前に、先ほど東京電力さんからもご説明がありました発電所不正 ID 入室問題でございますが、これにつきましては当省の梶原大臣からも「これはもう言い訳がきかない、誠に遺憾なことである」と「厳しい対応で臨む」、それから「原因究明と再発防止、徹底の取組みを指導した」と、大臣から記者会見で伝えさせていただいているところでございます。

それでは資料のご説明をさせていただきます。

まず 1. エネルギー政策全般でございます。第 36 回総合エネルギー調査会・基本政策分科会が 1 月 27 日に開催されており、今冬の電力需給及び市場価格の動向等について議論が行われております。内容としては、今冬の電力需給及び市場価格の動向について、それから 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた検討、エネルギー政策に係る広聴システムの導入、この 3 つについて分科会で議論が行われ、広聴システムの導入につきましては、今後のエネルギー政策の策定に、国民の皆様の声を広くお聞かせいただき、それを反映しようということで、いま実際にエネルギー政策に関

する意見箱、という受付窓口をホームページ上に設けて、皆様から意見を広くいただいているところでございます。この資料につきましては当省のホームページ、あるいは当事務所でも用意しているところでございます。

次に、エネ庁ホームページスペシャルコンテンツのご紹介でございます。1月22日に、「脱炭素化社会に向けて世界が終結！東京ビヨンド・ゼロ・ウィーク開催（後編）」1月29日に「アンモニアが燃料になる？！（後編）～カーボンフリーのアンモニア火力発電」と、2つを公開させていただいております。

次のページに参りまして、各種委員会関係でございます。

2. 電気事業関連といたしまして、1月25日にオンライン開催で、第46回の電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会が開催されております。1月28日には、「第5回2050年に向けたガス事業の在り方研究会」1月28日に、これもオンライン開催で、「第4回の次世代スマートメーター制度検討会」。

それから3.の新エネ・省エネ関連でございますが、1月21日にオンライン開催で、「第1回エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会」、2月2日オンライン開催で、「第4回定置用蓄電システム普及拡大検討会」、2月3日オンライン開催で、「第3回の省エネルギー小委員会の工場等判断基準ワーキンググループ」が開催されております。

4. その他といたしまして、東北、九州、北海道地域でエネルギー温暖化対策推進会議が各々開催されております。当省から以上でございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして新潟県さん、お願いいたします。

◎原課長（新潟県原子力安全対策課）

新潟県の原子力安全対策課長の原でございます。よろしくお願いいたします。

私から、右上に新潟県と書いてあります資料に基づきご説明申し上げます。私からは2件ご報告があります。

1点目は、新潟県原子力発電所事故に関する検証総括委員会を1月22日に開催いたしました。内容としましては、3つの検証の状況等について、各委員におきまして意見交換を行いました。会議資料等につきましては、下記ホームページに掲載しておりますのでご参考ください。

2点目でございますが、1月26日に冬季避難訓練を実施しました。ご覧の通り参加機関につきましては、県、市、陸上自衛隊、柏崎市の市野新田の皆様方で開催しました。訓練内容につきましては、(1)からの記載のとおりでございますが、地震等により、道路等に障害が生じまして一般車両の通行が不能になり、孤立地域が生じた想定をし、その救出のためにヘリコプター等により搬送訓練を実施しました。訓練につきましては予定通り、無事終了いたしました。

新潟県からは以上でございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして柏崎市さん、お願いいたします。

◎金子課長代理（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市防災原子力課の金子と申します。よろしくお願いいたします。

資料右上に柏崎市危機管理部防災原子力課とある資料に基づいて説明させていただきます。

1、1月22日に、第2回原子力事故に関する検証総括委員会がございました。こちらの議論の傍聴をしております。

2、1月26日、令和2年度原子力防災訓練、冬季避難訓練がございました。今ほど新潟県さんから説明がございましたので割愛させていただきます。

3、1月28日、要望書の提出。東京電力柏崎刈羽原子力発電所における、IDカード不正利用及び7号機安全対策工事の一部未完了という2つの事案に対し、原子力規制委員会と原子力規制庁に対して事案の経過と住民への説明についての見解を求める要望書を提出しました。

4、2月2日、第11回柏崎刈羽地域原子力防災協議会作業部会が開催され、柏崎刈羽地域の緊急時対応について、原子力災害時の避難手段などに関する検討を行いました。

5、2月3日、本日でございますが、市町村による原子力安全対策に関する研究会、実務担当者会議が開催されました。県内市町村の原子力防災担当職員がウェブ会議で一堂に会し、以下の4つのテーマについて、各担当者から説明を受け、質疑と意見交換を行ったところです。

前回定例会以降の動きは以上でございますが、本日、チラシを一部お配りさせていただきました。柏崎刈羽原子力発電所7号機、原子力規制庁による審査結果に関する住民説明会というチラシでございます。こちらについては2月12日の金曜日、午後6時半から市の文化会館アルフォーレ大ホールで開催させていただくものです。

今回につきましては、以前から柏崎市といたしまして、原子力規制庁に対して審査結果が終わりましたら説明をお願いしたいと要請をしていたもので、今回実施することになったものでございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止ということで、恐れ入りますが定員200名申込制にさせていただきましたのでよろしくお願いいたします。説明については以上でございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは最後に、刈羽村さんお願いいたします。

◎加藤主事（刈羽村・総務課）

刈羽村でございます。前回定例会以降の動きでございますが、まず、県で実施されております、検証総括委員会を傍聴させていただいております。

次に、1月23日から31日にかけて6日間、原子力防災リーダー研修を実施させて

いただいております。対象者としましては集落の役員の方や集落の自衛消防団の方を対象としたもので、今回コロナ対策ということもあり、参加者は84名となりました。以上となります。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは前回定例会以降の動きということで、東京電力さんから刈羽村さんまでの説明をいただきましたが、これより委員の皆様より質疑に入りたいと思います。挙手の上、名前を名乗ってからの発言をお願いいたします。いかがでしょうか。宮崎さん、どうぞ。

◎宮崎委員

宮崎といいます。新潟県にお聞きします。先ほど、検証委員会の総括委員会が開かれたというんですが、県は本当にこの検証ということ、本気になってやっておられるのか、非常に疑問に思うことがあります。新聞で知らされていますけども、これまでの技術委員会の先生方を3月以降採用しないと。不再任だと、こういうことが伝わってきています。その中には立石先生がおられます。この先生については私事ですけども、東京電力の敷地内に断層があつて、これがまだ動くかもしれないという東京電力のこの予想といいますか、動いたということではありませんけれど、動くかもしれないということで対策をしてきたと。火災を起こしたケーブル洞道ですが、あれは明らかに東京電力の報告としても近くにある断層が動くかもしれないということで、新しい洞道を作って、その中の電線が火災を起こしていることですから、非常にその断層については関心があつて、立石先生とも話をして研究してもらおうようお願いしてきたところなんです。こういう重大な敷地の問題について、立石先生以外にこの研究されている方はほとんど知りません。いません。しかも私の若い頃からずっとここに入って研究もされてきた方です。こういう地盤について大変な疑問があるところに対して、県はこの採用しないということは本気になってこの地盤の問題を検証するのかどうか。都合が悪いから外そうとしているんじゃないかという疑いすら持たれるわけです。だいたい県知事が言うには、新しい知見でみるっていうんですが、じゃあ立石先生方の知見の中に古くてこれは検証に値しない事例があつたんでしょうかね。それ聞かせてもらいたいと思うんです。立石先生自身が言っている、科学者として古い知見、新しい知見と分けて、やることないと。常に新しい知見を取り入れて検証したんだと、こう言っていますよ。皆さんの中にこの地盤の問題で古い知見っていうのはどういうことですか。聞かせてください。以上です。

○桑原議長

それでは新潟県さん、お願いできますか。

◎原課長（新潟県原子力安全対策課）

今般の技術委員会の委員の改正につきましては、委員会の任期自体は2年毎の更新となっております。今回、福島事故の原因の検証が終了したことから、従来の福島事

故の検証の最中は継続性ということで更新してきましたが、福島事故の検証が終了したことから本来の柏崎刈羽の安全対策確認に必要な体制にしたいと考えておりました、これにつきましては県の検討会、有識者会議等の全般に関する要項がございまして、それに基づきますと、概ね70歳以上を更新しないということが一般的なかたちとしてやっております。そういう意味で今回につきましては、高齢により4名の方につきましては更新を、新しい方にしたいと考えており、その旨につきましては更新しない先生方につきましては、後任の方をご推薦いただくというようなかたちでお願いしております。県としましては引き続き、継続性を踏まえまして、しっかりと検証したいと思っております。

◎桑原議長

いまの問題ですか。では短くお願いします。

◎宮崎委員

それ用の理由ですね、年限がきたからというんですけど、立石先生自身は前回、前々回とですね、もう70を超えた段階で任用をされてきているわけですよ。私は、県のその姿勢がやっぱりこの専門性を生かした、検証される、これに期待してきたんだろうと思ったんですが。ここにきていきなり、古い知見じゃダメだ、新しい人じゃなきゃならん。これ一貫性がありませんよ。どうしてその年限で切ろうというような姿勢になったんですか。

◎原課長（新潟県原子力安全対策課）

先ほど申しましたように、従来70歳以上の方につきましては福島事故の検証が8年ほど続きましたが、この検証が継続される間は、同じ先生方、途中で自発的に退任された方はいますが、ご辞退されない限りは福島の検証が終わるまでは同一の委員で検証してきたところでございます。先ほど申しましたように、福島の検証が終わりましたことから、従来のかたちに戻し2年更新で尚且つ70歳以上の高齢者については、極力任命を避けることとする県の要項を踏まえ、新しい委員の方を入れまして対応したいと思っております。先ほど申しましたように更新されない方につきましては後任の方を紹介してもらおうということも併せてお願いしておりますので、それにつきましてはご理解いただきたいと思います。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは他の方、高桑さんどうぞ。

◎高桑委員

高桑です。東京電力に2点質問したいと思えます。まず1点目は、先ほども説明のありましたIDカードの別人の入室の件ですけれども、これは元々の方がIDカードを紛失したという報道があったと思うのですが、紛失したというのは事実なのでしょうか。もしそうだとすれば、紛失したカードはどのような取扱いになっているのでしょうか、というのが1つ。

それからもう1つは、私達1月27日に刈羽村で説明会がありましたが、その日にちょうど7号機の工事未完了というのがわかったわけで、その日に分かったのだから説明会を取りやめることはできなかつたんだろうとは思っていますので、柏崎と刈羽村の関係に関する説明会については実行せざるを得なかつたんだろうと思っていますが、こういう工事が未完了ということがはっきりわかって、しかも大きく報道されている。そういう中で、2月9日、10日、12日と行われる長岡と上越、新潟の説明会については、こういう報道が成された後もそのまま説明会を行うのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

◎桑原議長

それでは東京電力さん、お願いします。

◎石井発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

石井でございます。ご質問ありがとうございます。まずIDカードの件でございますが、紛失したのか否かということでございますが、申し訳ございませんが、現在1月23日にお出しした情報以外のものについてはご回答を差し控えていただいているということをご理解いただきたいと思います。

◎高桑委員

それに関して、報道で紛失と出たのはどういうことでしょうか。

◎石井発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

すみません、その報道自体を確認できてないのですが、いずれにしても私共の会社から出した情報ではないということでございます。よろしいでしょうか。

それから2点目でございますが、これは高桑副会長がおっしゃるとおりのご意見も多々受けてございます。工事が完了してなかつたということで、申請手続きが終わったのと工事完了をもって、というところの説明会の主旨が変わってしまいますが、やはりこうしたIDの不正利用の問題や、工事未完了の部分につきましても、この機会に皆様にご説明をさせていただきたい、それからご意見をいただきたいと思いますということで、このまま場所と時間を頂戴して実施させていただきたいと思っております。以上です。

◎高桑委員

では、1月25日と27日の刈羽村と柏崎市についても、未完了のままやってしまったわけですがけれども、これについては6月頃、7号機の高エネルギー何とかの対策工事というのがありますよね。それも6月までかかるとなっておりますが、終わった段階でもう一回きちんとした完了の説明会というのはおやりになるのですか。

◎石井発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

ありがとうございます。HEAFですね、高エネルギーのアーク損傷の対策工事については申し訳ございませんが、こちらはバックフィット工事ということで、今回の7号機の新規制基準に基づく安全対策工事という括りではないということをご理解を

いただきたいと思います。その上で柏崎市さんと刈羽村さんのほうで工事が未完了のまま説明会を実施させていただいたことについては、申し訳ございません。そのまま説明させていただいたのは恐縮ですけれども、高桑さんがおっしゃるように、その旨もお伝えしつつ現状をお伝えさせていただく機会をいただいたということと理解しております。以上です。

◎桑原議長

それでは他の方、竹内さんどうぞ。竹内さんの次は、高木さんお願いします。

◎竹内委員

竹内です。感想1点と東京電力に1点、規制庁に1点、お願いします。

まず感想ですが、新潟県から規約で決まっているというようなことがあるのですが、その規約には例外規定はないのでしょうか。例外規定があるのであれば、立石先生は本当に私、一緒に寺尾トレンチを見に行きましたけれども、あの方たちのグループでなければ分からないことがたくさんあると思いますので、例外規定に沿って再任をしていただきたいと思います。これは要望です。

東京電力に質問です。結構大事な中央制御室のダンパーの工事が未完了なのを忘れてというか把握していないで、工事完了として報告し、住民説明会をしたということですが、前の水密扉の時も感じたのですが、東京電力の柏崎刈羽原子力発電所の大きな施設の中で安全対策を次々継ぎ足していつている中で、あの施設全体をきちんと把握している人がいないのではないかと。結構大事な施設ですよ。いくら6号機側にあったとしても、実際に動かして事故があったらどうなるのかイメージすれば、あそこが終わってない、あそこが関連しているんだって誰かが気付いてよさそうですが、全体を把握している人がいないんじゃないだろうかということと、水密扉の時も申し上げましたが、あれだけ広大で複雑な施設を管理するために何らかの新しい工夫というのを、AI だとかも使ってもなんでもいいんですが、いったい取り組んでいるのだろうか、努力、教育、努力、教育、だけじゃとっても無理だと思うのです。そこをやっているのか、どうかをお伺いしたいと思います。

もう1点、規制庁にですが、今回のIDカード不正利用は本当に核を取り扱っている事業所としてあり得ないことだと思うのです。それから今ほど東電に申し上げたような原発の仕組み全体をきちんと把握して見渡している人がいないという、このような状況の中で、東電の適格性をこのままもう一度審査せずに動かさせても良いと思っ

◎桑原議長

最初に東京電力さん、お願いできますか。

◎石井発電所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

石井でございます。ご質問ありがとうございます。厳しいご意見、真摯に受け止めます。以上です。

中央制御室のダンパーというお話をされたようですが、まず中央制御室が外部の有毒ガス、それから事故時に放射性物質が出た時のブルームが、ふつうの空調だと中央制御室に取り入れてしまいますので、それを取り入れないように可搬式の空調設備を持って行き、そこでフィルタを付けたもので回しましょうという、それが重要な設備でございます。その重要な可搬式の設備を置いておく部屋の火災防護のダンパーが足りなかったということでございます。これを少しこちらに書かせていただいているのが理解しにくくて恐縮ですが、部屋が燃えてしまうと、その部屋の中にある重要なものが使えなくなるということで、その部屋に自動消火ガス噴出と、それから噴出したガスが流出しないようにダンパーを作るというものでございます。

もちろん6号機と7号機3つずつ、そのダンパーを、可搬式の陽圧化装置というのを持っているのですが、それを7号機側はもう既にしっかり完了していたんですけれども、7号が使えなくなった時に6号機がバックアップになるので両方使えるようにということ審査の中でご助言をいただいた上で、当初6号機側の物を7号機で使うものとして指定したということでございます。もちろんその6号機側も工事が全く管理されていなかったとか、誰も知らなかったという訳ではなく、プロジェクト全体の中ではそもそも今後の6号機に必要なものとして、既に工事が発注されておりました。ただ、その7号機側の工程に合わせるということが、やり取りの中で失念されてしまって6号機の工期で管理をしてしまい、7号機の工事完了というのを所内にてプロジェクト体制で全部工事を管理していますけれども、その中で7号機の工事が全部完了したというのを確認し、間違った情報をお出ししてしまったというところでございます。

いろいろご説明した中でご理解いただけないし、失念したところは誠に申し訳ないところでございますが、全体把握できてないというところではなく、やっていたつもりが抜けてしまったと。ただ、竹内委員のご指摘のように、やはり人に頼るというところも少し大きな部分がございますので、AI化ですとか、その前段でどういうところが間違いやすいかというところを今、本社とそれから発電所の合同チームでしっかりと、もう一度検証して洗い直し、この仕事だけじゃなく、他の仕事についてもしっかりと検証し、より良い改善に繋げていきたいと思っておりますので、引き続きご指導方よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

◎桑原議長

それでは規制庁さん、お願ひできますか。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制事務所の渡邊でございます。ご質問のあった件についてお答えいたします。ご存じとは思いますが、原子力規制委員会、原子力規制庁は平成29年に柏崎刈羽原発6号機と7号機の設置変更許可を行うにあたり、技術的な審査の一環として、原子力発電所を設置、運転する適格性を有していることを確認してございます。

審査としてはその時の申請内容、状況に基づき、そういう判断をしてございます。ただ審査としてはそれで終わりですが、その後、検査等もありまして、いくつかそういった手段でもって、例えば原子力規制検査の実施とか、東京電力の幹部と委員会の委員長、委員との会合等を含め、適格性については今後も確認していく予定でございます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは短く、お願いします。

◎竹内委員

関連して、東京電力も今後、その全体図を把握するためのプロジェクトを立ち上げてということですが、それを立ち上げて機能するまでには、まだまだ時間がかかると思うのですが、住民としてはそこがある程度しっかりしてから動かしていただきたい。そこが出来あがらないうちに、再稼働云々というのは無しにしていきたいと思います。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは、高木さん。高木さんで最後にします。

◎高木委員

高木です。同じような話で大変申し訳ないですけども、東京電力さんに苦言といいますか、お願いいたします。

まず ID の不正利用ですが、基本的なことがなっていないと。本人確認ができていない。クレジットカードでも必ず暗証番号等々があって本人確認しますけども、その制度が無かったというのはどうしてなのかと、というのが1つです。

あと、工事管理ですけども、7号機、6号機で共有して使うということになりますと、工事管理的には両方の工事の管理票に入れておくべきだなと思っています。そういう、どこでも使うような設備に関してはタグ付けをし、どこに使うということになれば膨大な資料になりますが、各号機ごとに管理する。同じ項目が入ってきて管理するという管理体制にしていきたいなと思っています。

あともう1つ、規制庁に報告済みだということですが、やはり不具合があったら検視ですね。欲を言えば、この地域の会にもすぐに報告を上げていただきたいと思っています。全般的にやはり管理が甘いと感じています。よろしくお願いいたします。

◎桑原議長

ご意見ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

このあと規制庁さんの説明会もありますので、短くおねがいできますか。

◎宮崎委員

東京電力と規制庁、規制委員会にお聞きしたい。東京電力、この ID カードについて、紛失した人だけではないと思います。新潟日報のこのニュースには、顔認証している警備員の方も顔パスで通したというのですから、警備員の方やカード全体を管理

する管理者もいたのですから、紛失したのであれば、そういう管理体制というのを怠けていたことになるのですが、いったい関係者はどれくらいいたのですか。それを聞かせてください。

続いて規制庁ですが、2018年に関西電力の大飯原発で、これはIDカードじゃないですけど重要なところに入る鍵を部外者に貸してしまったと。そういう事件があって、規制委員会は直ちに処分している。厳重な文書上の注意をしているわけですよ。でも、今回は何も処分すると聞いていないのですが。9月にあったのなら9月中に処分が出てもおかしくないのですが。だったら今頃出るはずがない。規制庁、規制委員会は何か隠そうとしたのではないのですか。以上です。

◎桑原議長

規制庁さん、東電さんのお答えをお願いします。

◎石井所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

宮崎委員からのご指摘、まずは重く受け止めます。大変申し訳ございません。その上で宮崎委員がおっしゃった新聞等の記事の情報でございますが、この内容につきまして、私共がお答えしたものではありませんということもご理解いただきたいのと、それから事実につきましては、再三申し上げているとおり、原子炉等規制法の秘密保持義務、それから詳細な装置、それから確認方法に関わるものということでお答えを差し控えさせていただきたいことはご理解いただきたいと思っております。

また、関係者がどれくらいいたのかというものは、今後の処分、それから個人情報、個人の特定に至るものということで、こちらにつきましても、そういう観点から回答は差し控えさせていただきたいと思っております。

以上です。申し訳ございません。

◎桑原議長

では、規制庁さんお願いします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

ID事案の経緯に関しては、まさに宮崎委員からは遅いというご指摘がございましたが、原子力規制検査の中で確認をし、重要度判断をいま行っているところです。そういうことを今、取りまとめ中でございますが、その結果としてどういう判断あるいは処分になるかわかりませんが、現在、原子力規制委員会の中で調整・判断を行っているところです。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは、三井田さんお願いします。

◎三井田委員

すいません、ひと言手短かに。まず新潟県さんですが、感想からですけれども、私は別に組織は血の入れ替えをしていくのが正常だと思っているので、誰かひとりじゃなきゃいけない意見というのは、残る人が共有したりすればいいので、知見の新しいと

いうのは理解できるので、そこに関して私はそんなに問題視はしていませんが、逆に報道等で見ていると、いろんな委員会や委員の方からすると、いろいろ意見を集約して是非について言及したりとかたちで知事は越権行為だと怒っていらっしやっみたいですが、そもそも検証する方が例えば国策の是非だとか云々ということを行った責任を取れない方々が、すこし無責任に批評にしているとすると、委員会自体の信頼性が私としては疑わしくなってくるので、そういった部分で専門家の方々が、もちろんその新しい知見を取り入れながら組織の入れ替えもして行って、よりいろんな多角的な視点で安全性を確保していくというのは、誠にそのとおりでと思うのです。その部分に関して県としては、しっかりやっていただきたいし、そこに対して今のやり取りの见解を聞かせていただきたいというのが、まず県に1点です。

あと規制庁さんにですが、これもニュースで見ているものでなんですが、一部、委員の方々が報告を聞いていなかったということなど言ったものの、要は規制庁内でのタイムラグみたいのが実際どうだったのかということと、そのへんがさっき東電さんが奥歯にもものが挟まったような、なんとか防護の関係でといったかたちであったりすると、規制庁さんのほうでどうなっていたかという部分を教えていただきたいのが1点です。

あと、東電さんに関しては、私からすると、かなりがっかりしている案件でありますので、今後、本当にどうやって挽回されるのかというふうに思っています。あと確認ですけど、さっき高桑さんからお話のあった説明会について、そもそも予定させてもらったのは、本当は工事完了説明会だったのだけれども、今回の2点ほどいろんなことあった部分の「禊」ってわけじゃないですけど、要はそれに対しての皆さんの不平不満を吸い取る場としてこれを活用したいと理解したのですが、それでよろしいですか。

◎桑原議長

それでは今、県さんと東電さんと規制庁さんのお答えでよろしいでしょうか。それでは新潟県さんお願いします。

◎原課長（新潟県原子力安全対策課）

ご指摘ありがとうございます。三井田さんがおっしゃいますように、この委員会につきましてはあくまでも学術的、専門的知見で議論するということが知事も言っておりますので、それについては先入観や公平、中立が疑われることがありますと検証委員会そのものの存在意義が薄くなると私共も考えております。それにつきましては各委員の皆さんに、検証委員会の皆さんにはその都度、そういう公正・公立、またあくまでも客観的・技術的なものから議論してほしいことをお願いしておりますので、今後ともそれにつきましてはしっかりとしていきたいと思っております。

◎桑原議長

それでは東京電力さん、お願いできますか。

◎栗田新潟本部副代表（東京電力ホールディングス（株）・新潟本社）

説明会の関係に関しましては新潟本社、栗田からご説明をさせていただきます。

先ほどの所長の説明と重なるところがございますけれども、今回の説明会はやはり安全対策工事が終わったこと、一つそれが理由にあります。もうひとつ、私共はしっかり県民の皆さんにご説明をして、同時にいろんなご意見をお聞きしたいということで開催させていただきました。今回は確かに工事が終わってなかったこと、大変申し訳ない状況ではございますけれども、先ほど所長も申しあげましたとおり、今回の事案も含めてご説明をさせていただくと同時に、この案件だけに留まらず、これまでやってきた様々な県民の皆様のご意見もあろうかと思っておりますので、私共はそこでやはり、しっかりお受けしたいと考えております。決して「禊」ということではございませんので、様々なこういったご説明の機会はこの場だけではなく、まず今回はこの企画をさせていただいたものはさせていただきますが、その後の説明、いろいろ様々なやり方あると思っておりますけれども、そのやり方に関してはその時点でもう1回、皆様のご意見を汲み上げた上で計画をしていきたいと考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎桑原議長

ありがとうございます。それでは規制庁さん、お願いします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

ご質問いただいた件ですが、今回のその事案に関して、規制庁から委員長もしくは、委員会に報告は遅かったと、つい最近になって委員長などに上がったという、ご指摘ですが、それがまず事実ではあって、委員長ご自身でも、発言されております。基本的に事務局、規制庁側が案件の重要度について、どう判断するかによって報告のタイミングがあり、後ほどご説明いたしますが、重要度によっては四半期でまとめてというようなこともありますし、個別にもっと早くというのもあり、そのあたりのことが、委員長と我々規制庁の中で齟齬があった可能性はございます。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。それでは前回定例会以降の動きにつきましては、これで閉じさせていただきます。次の会議再開まで10分ほど休憩に入らせていただきます。今、25分過ぎておりますが、35分を再開ということで休憩に入ります。

— 休憩 —

◎桑原議長

それでは会議を再開いたします。議事(2)といたしまして、新原子力規制検査制度について、原子力規制庁の渡邊所長よりお願いいたします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

改めまして原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所の渡邊でございます。よろしく
お願いいたします。

お手元に資料をお配りしてございますが、まずパワーポイントのカラーの資料を先
にご説明いたしまして、その後は原子力規制検査の報告書案を説明という順番でさせ
ていただきたいと思います。

まず本日は昨年4月から運用を開始した、原子力規制検査について説明する機会を
与えていただき感謝申し上げます。今回の説明でこの検査制度に対する皆様の理解が
少しでも進めば幸いです。

それでは早速ですが、お手元にお配りした資料に基づき説明させていただきます。
タイトルは「原子力規制検査の概要及び実施結果について」でございます。本日、私
が説明させていただく内容は、新検査制度がメインではあるのですが、最初に、既に
ご存じの方もいらっしゃると思いますが、我々の組織について、知っていただきたい
ということで発足の経緯や組織、検査の体制等について簡単に説明させていただき、
次に新しい検査制度である原子力規制検査がどんな検査なのか、その制度の概要につ
いて説明します。

最後に、昨年4月から実施してきた検査の実施状況について私の所感を交え、説明
させていただく順番で進めさせていただきます。

2 ページ目の、発足とございますが、原子力規制委員会、原子力規制庁の発足の経
緯については皆さんご存じのとおりかと思いますが、2011年3月に起こった東京電
力福島第一原子力発電所の事故が契機となり、事故の反省に基づき、国会での審議を
経て、2012年9月に新しく設立された組織です。事故を起こした原因については当
時の事故調査委員会等でいくつか指摘されておりますが、その1つとして規制当局に
ついて問題が取り上げられました。原子力発電を推進する組織と規制する組織が同
じ組織であったことから、独立性の観点から問題があったということです。

左の図を見ていただきますと、真ん中の枠にあるように、従来、経済産業省の中
にあった規制当局は、右の図のように環境省の外局として新たに設置されてございま
す。また、それまで縦割りの行政の仕事として、経済産業省や文部科学省などに分
かれていた原子力の規制行政を一元化し、今後は全て原子力規制委員会、原子力規
制庁が担うことに変更されてございます。

また、技術支援機関として規制当局を技術的に支えてきた、独立行政法人原子力安
全基盤機構、いわゆる JNES については、平成 26 年 3 月に統合し、技術的な強化を
図ったほか、職員も倍に増え、1000 人規模の体制となっております。

ページをめくっていただいて 3 ページ目です。こちらが我々の組織図です。我々の
組織は大きく 2 つの階層からなっており、原子力規制委員会と原子力規制庁からな
っています。この 2 つは組織運営の観点から一体となって業務を実施していますが、
法律上、厳密にいうと立場が違います。原子力規制委員会は環境省の外局であり、原子

力規制庁はその事務局という立場です。また、原子力発電所の規制として審査や検査を行っているのは主に原子力規制部、及び原子力規制事務所となります。

今、主にと申し上げたのは、核物質防護、いわゆるセキュリティに係る検査は図で真ん中あたりに示す、放射性防護グループの中にある本庁の各セキュリティ部門が実施しておりまして、その他、セキュリティ以外の分野の大半を原子力規制部と原子力規制事務所が分担して実施してございます。原子力規制部及び原子力規制事務所の詳細については次ページで説明致します。

4 ページ目をご覧ください。原子力規制部の体制図になります。大きく 4 つの部署から構成されてございます。新規制基準に係る審査は審査グループ、検査は検査グループが担当しています。原子力発電所の審査は審査グループのうち、実用炉審査部門が実施してございまして、原子力発電所の検査は専門検査部門と各地方の規制事務所が分担して実施しています。

専門検査部門と各地方の規制事務所の検査の分担は、規制事務所は発電所を日常的に監視し、非破壊検査や使用前事業者検査などの専門的な検査は本庁の専門検査部門の検査官が東京から出張ベースで検査を行っています。これら分担を含めた検査の詳細は後ほど説明させていただきます。

続きまして 5 ページになります。こちらが地方事務所の配置図となります。原子力発電所を含む原子力施設の近くには原子力規制事務所が全国で配置されてございまして、柏崎刈羽原子力発電所についても、現在柏崎市内に事務所がございまして、原子力規制事務所が担う業務としては主に 3 つあります。1 つは、原子力発電所の巡視や検査の実施ということ。我々検査官は毎日原子力発電所に行き、現場のパトロール、検査などにより、発電所に異常などないかを確認しています。

尚、土曜日、日曜日、年末年始など休日を含め 365 日、事務所を開けてございまして、何か発電所でトラブル等、報告があった場合はすぐに駆け付けられるようにしてございます。

2 つ目が、原子力発電所から発生する放射線量の監視、モニタリング設備等の維持、3 つ目に原子力災害が起きた時の対応ということになります。

ページをめくっていただき 6 ページ目でございます。ここから検査制度の説明をさせていただきます。では、検査制度について、なぜ今回変更したか、従来の検査制度の課題等を含めて説明いたします。簡単にいえば、従来の検査制度は規制基準の遵守とルールに従っているかに主眼を置いた検査であり、検査対象や検査時期が限定的で柔軟性に欠けた検査であったということです。例えば従来、規制事務所が実施していた保安検査というものがございまして、年 4 回実施していましたが、検査期間はそれぞれ 2 週間と限定的であったこと。また、検査の手法についてはチェックリスト方式といわれたりしてございまして、規制基準等に適合しているか、法令で規定された項目、例えば保安規定の内容について、いわゆる○か×かについて確認したり、検査が

細分化されている為、品質管理の一部について、重複して検査を実施するなどの弊害もありました。また、原子力発電所の安全を守る責任が曖昧となっており、これは法令上という意味合いでございますが、規制機関が自ら検査を実施するものや事業者が実施する検査が混在したりしてございました。

7 ページでございます。いよいよ、この新検査制度ということでございますが、令和2年4月1日から原子力規制検査の運用を開始してございます。新検査制度では、これまでの検査での問題点を踏まえて、さらに原子力施設全般の安全性の向上を目指した制度としてございます。

まず、規制機関と事業者の役割を法令上明確にしてございます。規制要求への適合を維持することは事業者の一義的責任であり、施設等の検査は事業者が実施する仕組みとしてございます。

次に下の図をご覧ください。従来の検査制度は、これまでの検査と書いてございますが、広範な原子力事業者の保安活動全般を検査対象とするものではなく、検査対象や時期を細かく限定した複数の検査が存在していたこと、さらにこれらが重複していたり、複雑に絡み合った制度となっていました。新検査制度はこれを改め、規制機関が行う検査は原子力規制検査に一本化するとともに、規制機関は事業者のすべての保安活動を監視、評価を行うことにしました。

8 ページになります。こちらは新検査制度の仕組みの概要となります。必ずしも、すべてをここで表現してございませんが、わかりやすさの観点から、こういった図を作っております。

まず一番上に、黄色の枠がございますが、こちらは検査の枠になります。検査には、こちらに書いてございますように基本検査と追加検査、特別検査があります。これら検査の種別の詳細は後ほど説明します。検査で何らかの問題点に気付いた場合、検査官がなにか問題があると判断した場合、気付き事項とってございますが、真ん中の枠の重要度に応じた評価を行います。オレンジ色の枠で囲ってある検査気付き事項の重要度評価ですが、こちらでどのくらいの安全上の重要度があるのかというようなものについて評価を行うというところです。この部分が新検査制度では非常に肝になっていて、新しい内容となっております。あと、こちらの評価のところでは重要度がマイナー、いわゆる軽微というかたちで判断されれば事業者の責任で改善することで対応します。緑以上と評価されれば検査報告書に記載をするとともに、さらに白以上は基本検査に加え、追加検査を実施し問題点に関わる事業者の対応を細かく確認します。

緑や白、というようなお話をさせてもらっていますが、重要度に関しては後ほど詳しく説明させていただきます。また、一番下の青枠ですが、1年ごとに個別事項の重要度評価を活用して、プラントごとに総合的な評定を行い、次年度の検査計画へ反映する仕組みとなっております。こちらについては、まだ1年経ってございませんので、

令和2年度が終わり令和3年度になった時に、この総合評定を行って公表する予定になってございます。

ページをめくっていただきまして9ページです。こちらは新検査制度の業務の流れを示したものです。まず計画ですが、年度始めにその前の年度の評定結果を踏まえ、検査計画を作成します。この年間計画では規制事務所の検査官が行うサンプルの割り当てを行うほか、本庁から出張ベースで来る検査官が行う検査の時期、内容等についても決定します。地方事務所では、この年間計画を四半期計画に落とし込んだうえで、計画的に検査を実施し結果については、四半期ごとに報告書として取りまとめ、規制庁のホームページで公表するほか、年1回、各発電所の総合的評定を実施、公開することになっています。

また、年度ごとに行う各発電所の総合的な評定結果を次年度の計画に反映する仕組みとしてございます。

次に10ページ目でございます。こちらでは、先ほどのスライドの中で、後ほど説明しますと申し上げました、検査の種別について説明いたします。

まず基本検査ですが、こちらはすべての発電所に対して最低限実施する検査であり、事業者の安全活動に対して年間を通じて行う検査です。この基本検査の中には2つございまして、規制事務所が行う日常検査と、本庁の検査官が実施するチーム検査の2つの区分があります。

基本検査以外には追加検査と特別検査がございますが、追加検査は検査指摘事項として、劣化が確認された事項に特化した検査でございまして、劣化の程度に応じて検査を設定します。こちらは後ほど詳しく説明いたしますが、何か検査で検査指摘事項が見つかり、その程度に応じて、基本検査に追加して行う検査ということですので、特に指摘事項が無ければ行われない検査です。

また、特別検査というものもございまして、これは直接、原子力規制検査ではないのですが、事故やトラブルなど、異常な事象の発生、またはその恐れがあった場合については、立ち入り検査と同様に検査を行い、発電所等の状況を把握するものです。検査の種別等は以上です。

ページをめくっていただき11ページでございます。こちらは基本検査のうち、先ほどご説明いたしました、規制事務所の検査官が行う日常検査の年間計画となります。こちらは少し見にくくて恐縮ですが、令和2年度の年間計画となります。

検査のサンプル数は本庁で一律、全国の発電所の全体を考慮して決定してございますが、決定するにあたっては原子炉の運転状態、原子炉が今まさに運転をしているのか、停止して、長期停止しているのか、廃炉になっているのか、発電所が有する原子炉の数、基数を考慮して決定されます。

今年度の柏崎刈羽原子力発電所に対するサンプル数は検査項目ごとに66と我々、決めてございまして、規制事務所では四半期ごとに進捗を確認しながら計画的に実施

してございます。

尚、これはあくまで計画ですので、発電所の状況の変化や設備などの状況を踏まえて計画を変更することは可能です。例えばその発電所が今後起動するとか、そういった発電所の状況に変化があったりなど、設備として何かトラブルがあった場合については、計画によらず変更するのも十分あり得るということです。

続いて12ページです。こちらは規制事務所の検査官の標準的な1日の活動をまなが的な図で示したもので、検査官が発電所では何をやっているかを説明します。検査官は発電所の業務に合わせ、一般的には8時頃から業務を開始します。発電所に到着すると、中央制御室に行き発電所の運転状況を確認するとともに、事業者が行う朝の会議などを傍聴します。この活動によって発電所にトラブルが発生していないか、その日の工事の点検の計画、不適合情報などを確認します。その後、検査官同士で情報を共有し、その日の検査計画を打ち合わせると共に、本庁へ発電所の状況などをテレビ会議で報告します。ここまでがだいたい午前中の業務です。

午後は午前中の情報を基に現場の巡視や検査ガイドに基づく検査を行い、問題点等あれば、事実関係をより深く調査します。また、新検査制度は法令においてフリーアクセスが確保されており、検査官は事業者のエスコートを必要とせずに現場を確認できるほか、事業者の用意したパソコン等により、一部の個人情報等の機微なものを除き、検査マニュアル、文書の類や検査記録などを自由に確認することが可能です。

13ページです。こちらは検査の実施ということで、検査官が実施する上での着眼点の一例を示したものです。我々検査官はどういったところを特に注意しながら見ているかというところは、特に変化を気にして確認をしています。それは設備であったり、図面であったり、事業者の行動であったり、いつもと違うと思うところはないか、常に気に掛けています。それは多くの場合、変化の多いところに問題が発生していることが多いからです。例えば現場の変化ということであれば、設備の異常や劣化がないかの観点から巡視を行い、設備や機器から異音や異臭、水漏れ、油漏れがないかどうかを確認したりします。変化は設備だけでなく、事業者の活動もあり、これらについても着目しています。例えば、こちらで書いてあるような管理諸法や仕組みの変化、こういったものも我々着目してございますが、新しい作業手順の導入や、不適合対策により作業手順を変更した場合、変更したこと自体は問題ないのですが、変更したことに伴う教育訓練が実施され、問題なく手順に従って実施されているか、その状況を確認します。

また、不適合管理ですが、例えば現場で確認した設備の異常、トラブルなどが適切なタイミングで報告され、対応が実施されているか確認します。これはあくまで一例であり、我々検査官はこういった情報の中から、安全上の重要度を踏まえ、検査官の裁量により検査対象を柔軟に決定しております。

ページをめくっていただきまして14ページです。事業者のCAP活動と書いてご

ざいます。新検査制度を運用する上で重要な一つが、事業者のコレクティブアクションプログラム、我々はこれをCAP活動と呼んでいます。これは事業者の品質活動の一つである不適合管理になりますが、これまでの不適合管理は基準やルールに適合していないものを主な対象とするなど限定的な活動であったのを新検査制度の施行にあたり、米国で運用するCAPに倣い、より広範囲な不具合を取り上げ、積極的に安全上の問題の検出と解決を行うものを目指しています。この積極的に検出と解決を行う意味は、基準やルールに適合していないものはもちろんですが、そこまでに至っていない小さなトラブルや設備の不調といった予兆を検出し、大きな問題となる前に改善を図ることを期待しています。ある意味、このCAP活動が適切に運用されていれば、事業者は自分自身で問題を検出しそれを改善することができるので、我々規制機関としても安心なのですが、これが適切に運用されていないと問題が修正されず放置されている可能性があるため、新検査制度はこのCAP活動に多くの時間を掛けて確認するようにしています。

次に15ページでございませう。こちらは検査官が検査で何らかの問題点に気付いた際、どういった行動をとるか、また大きな問題点を検出した場合の対応について説明しています。例えば、発電所での水漏れなどどんなトラブルでもいいのですが、何かを発見した際、安全への影響を含めた事実関係を確認した上で、事業者としての原因究明や対応の考え方を確認します。その確認の結果、安全上改善が必要な状態や規制要求に対する違反を特定した場合は、安全上の重要度を評価し、その程度に応じて必要な対応、例えば追加検査の実施、命令や指導などを行うことがあります。言い換えれば、安全重要度が低いものは事業者の責任で実施することで良しとする一方で、安全重要度が高いものは規制の程度を強め、追加で検査を行うなど、リソースを掛けて確認をする制度となつてございませう。

ページをめぐつていただいて16ページでございませうが、こちらでは検査の気付き事項のスクリーニングについて説明します。検査で検査官が何か気付いて、気付き事項があった場合、それが軽微、いわゆるマイナーであるか、軽微を超えるものであるか、スクリーニングをまず実施します。このスクリーニングには2つのステップがあり、この2つのステップの状況を満たす場合は軽微を超えるものとして検査指摘事項と判断します。この2つのステップとは、1つ目がパフォーマンス劣化であるかどうか、簡単にいえば事業者の活動に何か落ち度があったかどうかを判断するのが最初のステップ。次に、パフォーマンス劣化があったとして、その劣化が軽微な劣化を超えているか。簡単にいえば、パフォーマンス劣化が原子力安全の維持に具体的に影響を与えたかを判断するのが2つ目のステップです。ここで申し上げたいのは、発電所で何かトラブルや不備があった場合、何でも検査指摘事項となるわけではなく、実質的な安全への影響を考慮して判断するということうです。例えば、文書管理の不備が発見されたとします。文書に何か間違いがあったことは、パフォーマンス劣化に該当しま

すが、それが単に文書だけの問題で安全への影響がなければ、我々規制庁としては検査指摘事項にはしないと、いうことになります。

続いて 17 ページです。こちらは先ほどのスクリーニングで検査指摘事項となったものについて行う、安全重要度及び深刻度の評価となります。まず、安全重要度の評価ですが、劣化状態について、安全重要度を評価し 4 つのグレード分けを実施します。この 4 つのグレード分けは、緑、白、黄、赤の 4 段階で、緑が一番低く、赤が一番高い区分となります。この評価はパフォーマンス劣化から生じるリスクを炉心損傷頻度といった尺度を使って行いますが、かなり技術的な話なのでここでは詳細な説明は省略します。また、深刻度についても同様に 4 つのグレードに分けを実施します。右側のピンク側の図になります。深刻度は法令違反の程度を評価するもので、例えば法令で報告を義務付けているものを怠った場合、場合によっては安全上の重要度は低いかもしれませんが、法令違反の程度は高い場合があり、検査指摘事項の評価はこの安全重要度の評価と深刻度の組み合わせで評価をいたします。

次のページ 18 ページでございます。こちらは先ほどの続きになるのですが、安全重要度が白以上、深刻度が SL のⅣ以上の場合、追加検査の実施や規制対応措置を検討します。追加検査の実施ですが安全重要度評価結果を受けて、5 つの区分評価を行い、第 2 区分、第 3 区分、第 4 区分となった場合、劣化に応じた追加検査を実施します。また、規制対応措置ですが、深刻度の程度に応じ報告聴取、基準適合命令、一番重いもので許可取り消し等の処分を検討します。尚、深刻度の場合、SL のⅢではなく SL のⅣとしているのは単に程度だけを考慮するのではなく、意図的な不正行為であるかも判断要素となるため、ケースに応じた対応としてございます。

続いて 19 ページでございます。こちらは検査指摘事項に係る原子力規制委員会及び事業者との関係、手続きの流れを示しています。検査結果の評価は公開された原子力規制検査等実施要領や関係の検査ガイドに基づき実施、まずは原子力規制庁にて決定します。その後、原子力規制庁は評価結果等を原子力委員会に報告し、その了承を得た後、事業者へ通知します。尚、検査指摘事項の安全重要度の確立プロセスには、図に示す通り、いくつかの段階があり、事業者には暫定評価の段階で、意見聴取会の機会が与えられるほか、決定した後においても異議申し立てができる仕組みとなっております。

次に 20 ページです。こちらは、評価結果に基づき規制の関与の度合いを表にしたものです。先ほど 18 ページで説明した内容と一部重複しますが、表で整理してございます。こちらの表の見方としては左から右にいくに従って、規制の関与が強くなる、といった表になってございまして、この規制の関与はすでにお話したとおり、検査指摘事項の安全重要度の程度によって決定されます。例えば、検査指摘事項で緑となった場合、このケースであれば表の一番左の事業者による対応（第 1 区分）となり、こちらについては基本検査などの対応となり追加検査は行いません。尚、緑となった検

査指摘事項に係る対策は、事業者の責任で改善することで対応しますが、原子力規制庁は基本検査の中で事業者の対応状況を確認します。また、例えば検査指摘事項の白が、1つとか2つあった場合は表の第2区分、左から2番目の区分となり、こちらに適応すると基本検査に加え追加検査を実施するということとなります。従って、検査指摘事項が幾つあって、その重要度評価が高ければ高いほど規制の関与は強まり、低ければ事業者の責任で行うという仕組みになってございます。

ページをめくっていただきまして21ページです。こちらについては今まで申し上げた検査制度、新検査制度に従って昨年の4月から実施してきた検査結果の概要です。

第1四半期では7号機の、例えば燃料洗浄装置の使用状況を含めて10項目について検査を実施し、特に指摘事項はありませんでした。

第2四半期では、規制事務所では号機間輸送を含め13項目について実施したほか、チーム検査として7号機の安全対策工事に係る使用前事業者検査に係る検査などを行い、こちらについても特に指摘事項はありませんでした。

第3四半期について、現在は取りまとめ中ではありますが、規制事務所では定期事業者検査やドラム缶の構内運搬を含め、11項目について実施したほか、チーム検査として第2四半期に引き続き、7号機の使用前事業者検査に係る検査を行い、6号機の使用済燃料プール冷却浄化系FPCポンプBの自動停止の件及びドラム缶の構内運搬を気付き事項として取り上げ、スクリーニングを行い、6号機のFPCポンプの事案については指摘事項と判断しました。指摘事項の内容は後ほど報告書案で説明します。

最後に私の所感ですが、まず昨年4月から新検査制度がスタートしたのですが、大きな混乱もなく運用を開始できたと思っております。あと、まだ運用を開始してから1年を経過しておらず、年間を通して計画した検査を全て実施していないので、発電所全体を分析するには時期尚早かとは思いますが、これまで検査を実施してきた感想を述べさせていただければと思います。今回の検査指摘事項が象徴的であると思います。品質管理上の問題であるとか、組織間のコミュニケーション、特に部署間のコミュニケーション不足による問題を懸念しております。これらは暗にヒューマンエラーと片付けるのではなく、根本的な問題と捉え、しっかりとした対策を、東京電力さんには取ってほしいと思っております。今後、原子力規制検査でも注視していく1つと思っております。

次のページの22ページです。こちらが最後のページとなりますが、新検査制度のおさらいとして、新検査制度の狙いとしているものについてお話ししたいと思います。3つ書いてございますが、1つ目はいつでもどこでも何にでも、規制機関のチェックが行き届く検査となる、と思っております。これは、事業者はいつ、どこに検査官が来るかわからない状態で保安活動を行うことになり、我々検査官はそのありのままの状況を確認することが可能です。

2つ目のリスク情報や監視評価の結果等を元に、安全上重要な設備や事業者の保安

活動、事業者の弱点など、より注視して検査を行うことで効果的に事故に至る芽を摘むことができる。これは、我々のリソースも無限ではないので、その中でリスク情報を活用しながら安全上重要な設備や事業者の弱点に、より注視したメリハリの検査を行うというものです。

3つ目は、事業者の安全に対する一義的責任を明確にし、事業者の保安活動への取り組み状況を監視・評価することで事業者の改善活動を促します。これらを我々が実施することで、事業者自らの気付きと規制機関の気付きの双方が改善活動の契機となり、結果として更なる安全性の向上を期待した制度になります。

次のページの23ページ以降については、参考資料として付けてございまして、法規制の体系であるとか、使用前事業者検査、定期事業者検査の運用のイメージを掲載していますので興味のある方は後ほど確認いただければと思います。こちらのパワーポイントでの説明は以上となります。

引き続き、A4の縦書きでお示した、令和3年2月報告書案、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所令和2年度第3四半期原子力規制検査報告書（案）についてご説明いたします。

まずこちらは2月1日時点で公表してございますので、本日説明してございますが、本日時点は案であって確定したものではありません。必要に応じて修正される可能性があるということをご承知おきください。また、最初に申し上げておきますが、IDカード不正使用事案についてはこの報告書の記載対象となっておらず、セキュリティ関係としては別途、担当部署が今、整理中と聞いてございます。

ページめくっていただいて1ページでございまして、報告書を事細かく説明する気はございませんので、ポイントをかいつまんで紹介したいと思います。1ページ目の1. 実施概要のところは、検査の実施期間であったり、検査官としては誰が対応、実施したかというのが書いてございまして、その下のところに、2. の指摘事項の概要一覧というところで、今回は指摘事項が1件ありました、ということで、件名については、6号機の安全処置の不備に係る使用済燃料プール冷却浄化系ポンプBの自動停止ということですが、監視領域ですが、どういったところに影響があったかというのは閉じ込めの維持ということで、どういった検査ガイドを使って確認をして、最終的にその指摘事項の重要度や深刻度というのは、今回緑として判断し、深刻度についてはSLのIVということで今、判断してございます。

ページめくっていただいて2ページ目は指摘事項等の概要を書いてございます。3ページ目の真ん中あたりから、4. 検査内容ということで、こちら、4. 1の日常検査と書いてあるところは、規制事務所の検査官が行った検査になります。3ページ、4ページ、5ページにかけて、(1) から(11)までの検査項目、ガイドに従って、それぞれ検査対象としてございます。例えば4ページのところの一番上のあたりでは、今申し上げた指摘事項があった6号機の使用済燃料プールの関係であるとか、また5ペー

シのところの一番上では水密扉の関係であるとか、あと真ん中あたり 11 の 1) は、ドラム缶の構内運搬に係る手順書の手順不遵守などを検査対象ということで書いてございます。

5 ページの真ん中あたりにはチーム検査として、当該四半期においては使用前事業者検査の関係のチーム検査を行いましたので、検査対象としてはそれぞれ、1)～13)、6 ページにかけて書いてございます。

6 ページの 5. の検査結果、5. 1 の指摘事項の詳細に、今回の指摘事項について細かく記載してございます。時間の関係もあり、全部は説明いたしません簡単に申し上げますと、6 ページのところ指摘事項等の概要という欄があるかとございます。ここを見ていただいて今回の事象、既にご存じの方もいらっしゃると思いますが、原子炉停止中の柏崎刈羽原子力発電所 6 号機において、使用済燃料プール冷却浄化系のバルブを駆動部の点検のために開操作したところ、運転中のポンプが警報によりトリップし、使用済燃料プールの冷却が停止しました。その後、事業者はこの FPC 系統に異常のないことを確認し、FPC ポンプ B を 28 分後に起動してございます。停止期間における使用済燃料プールの水温の上昇は認められず、保安規定に要求される運転上の制限である使用済燃料プールの水温 65 度を超えることはなかった、というのが簡単な事象説明になります。その下から原因を書いてございますが、ポイントだけ申し上げますと、開操作した弁は FPC 系統内の運転中の系統と停止中の系統のバウンダリとなる弁であり、操作する場合は系統流量の調整や当該弁前後の均圧操作等の事前の対応が必要であったと。こういったバルブを何らかの操作する場合は事前に関係者の中で打ち合わせをするなり、ちゃんと確認する必要があったのですが、しかし点検の計画段階において、設備管理箇所である当直と設備保全箇所の保全 G の間において、リスク管理が不十分で検討が十分でなかったことから、このバルブを開けたことによって、トリップをしてしまったということです。

次のページの 7 ページです。ここには重要度評価と書いてございまして、上から 6 行目のところ、その結果として本事象に至ったことは、管理された状態での業務の実施を求めている保安規定を遵守していたとはいえないということで、我々としてもこのポンプはトリップして止まったということは重大なことが起きたということで、今回、検査指摘事項にはしておりますが、一方で使用済燃料プールの温度が上がっていないことから実質的な安全への影響が低いということもあって、我々の判断としては指摘事項が緑という判断をしております。

また本事象による使用済燃料プールの水温上昇は認められず深刻度評価でも考慮すべき問題は確認されなかった。これが緑、あと SLIV ということで判定したと記載してございます。

指摘事項の関係は以上のとおりでございまして、9 ページ以降は実際に我々が確認した確認資料というかたちで報告書を四半期ごとに取りまとめて、今回は指摘事項が

1件あったということです。新検査制度の概要を説明させていただく機会でしたので、こちらについても説明をさせていただきました。

私からは以上となります。

◎桑原議長

渡邊所長、ありがとうございました。それでは、今ほど長時間にわたりまして細かく説明をいただきましたが、これより委員の皆様より質疑に入りたいと思います。いかがでしょうか。石坂さん。

◎石坂委員

石坂です。規制庁さん、今の説明に関連して質問がいくつかと、それからもう1つ、今回の異常もありますので東電さんに対して思うところというか、感想を述べさせていただきます。

まず、規制庁さんでありますけれども、新検査というのがこれまでの個別項目を1点1点、細かく規定に則って検査をするところから、逆に全体的にその手法というか、細かいところはどうか、性能が満たされるかとか基準が満たされるかとか、そういった結果をトータルで見るような検査に変わったというような理解をしましたが、それでよろしいですか。

そうすることによって事業者独自の取り組みであったり、そういったことが促進されると、結果として良いと、ということなのだと思います。それはそれでいいのですが、説明の中にありましたが、今回のID問題について、今回の第3四半期で検査には含まれないという話がありましたが、ID問題の重要度で委員のみんながたぶんそう思っていると思うのですが、その重要度が我々素人で考えれば一番重要な問題ではないかと思われるのですが、その重要度はどれくらいかということにはわかりませんが、その四半期に一度の報告で良しとしていたというと、やはりあまりそう高くないのかなと思われるわけでありまして。これはわかりませんが、例えばその性能規定でいって、最終的にその認められていない人間が入りさえしなければいいのかとかですね、そういう規定であるのかどうかというようなことをお聞きしたいのが1つ。

それから先ほど、他の委員さんの質問にありましたけれども、今回のIDの紛失という話が出ましたよね。東電さんはそういったことを全く話していない状況の中で、そういう情報が、どのように報道に出ているのかということに関して、規制委員会さんが東電さんに対してもいろいろと抑えている、という言い方が正しいのかどうかわかりませんが、そう言っているというのも伺える中で、どう捉えているのかをお聞きしたいということです。

それから、東電さんに関してですが、本日、私、商工会議所推薦でありますけれども、その当初から、会頭が申し入れを行わせていただいたということで、本当にそれがすべてであります。応援しているからこそ、応援という言い方が適切かどうかわか

りませんけれども、本当に厳しく我々は捉えているということをもう一度改めて申し上げたいのと、それからこれまで、特にこの ID 問題に関しては、東電さん全所員の方の戸別訪問であったり、一人一人のその意識を変えていくところに取り組んでこられたと私は理解していましたし、また、評価していたものですから、そういったことが、こういうかたちで出てしまったということは、本当に残念でならないということであり、本当に。絶対に原因究明をして、きちんとしたかたちで報告していただき、再発防止に努めていただきたいと思います。

◎桑原議長

それでは、規制庁さんをお願いします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

今、2つご質問いただいたと認識してございまして、1つ目はその重要度の我々の中の判断というところについて、最初に申し上げますと、私の立場として、なかなかすべてを申し上げることが今できない状況です。それといたしますのは、このセキュリティ分野の検査に関しては規制事務所が関わっておりませんので、本庁の担当部署である核セキュリティ部門が一括して検査の実施から取りまとめ、重要度判断についても実施してございます。すみません、そういう意味では詳細を私も把握しておりません。ただ、本日の委員長の発言もあるように、現在その重要度の判断を担当部署で実施していて、それが近日中の委員会にも上がっていき、最終的な判断になると聞いてございます。今、私から答えられるのは以上になります。

紛失の話ですか、そちらもまさに原子力規制検査で事実関係を確認していて、私自身もそういった事実関係を承知していないので、お答えすることができません。

◎桑原議長

そのあたりもわからないということですよ。それでは、他の方おられますか。

石川さん、お願いします。

◎石川委員

石川です。私は基本の基のことをお伺いしたいのですが、原子力検査官という方たちはどういった教育を受けてこられるのかということと、何か国家資格みたいなものがあるのでしょうか。

◎桑原議長

規制庁さん、お願いします。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

お答えします。原子力検査官というのは、国家資格かということ、特にそういった資格ではございませんが、法律上で検査官については規定されており、教育訓練等についても法令上で規定がございまして。例えば教育を受ける人の経歴等にもよるのですが、新入職員であれば1年とか2年をかけてですね、教育訓練を実施した上で検査官資格を取得するというようなかたちになってございます。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。それでは、高桑さん。

◎高桑委員

私は感想というか意見を言わせていただきたいと思います。今、石坂さんもおっしゃいましたが、IDの不正侵入の問題ですが、これは9月末に報告を受けた規制庁は、四半期ごとの報告の中で伝えればいだろうと判断した。私はこれを聞いた時に、その重要度の評価はこの検査の肝になっていると。だから、そこをどう判断するかということとはとても大事だと思うのです。実はその判断はもしかすると、その検査官個人の判断も加わってくるわけです。私は四半期ごとの報告で伝えればいだろうと判断した、この規制庁の判断に、非常に危ういと思いました。これは本当にそのように判断したのか、それとも9月末のことですから10月30日に保安規定が認可されましたが、ちょうど保安規定の認可と重なるような時期でもあるので、そのへんを考慮したのだろうかなど、つい思ってしまった。そういう意味でこの重要度の判断について、検査官の感覚、いろんなその感覚、それはものすごく貴重で、それがどう判断をするかによって、はっきりと、ものすごく明確に重要度が判断できるものもあると思いますけれども、今回のようなものについては、非常に検査官の判断基準みたいなものに左右されることもあるのかと思ってしまいました。

それから、この今回の問題は9月末に連絡を受けた規制庁は申しましたように、あとでいだろうと判断したと。ところが1月19日に、どうも報道が出そうだからという理由で更田委員長に報告があったと。これは何だろう、こういう体制になっているのかと、私は2度びっくりいたしました。これについては、本当に今ほども何回か、きちんとこれからやっていきますということですが、本当にきちんとした対応をしていただきたい。特に東電は保安規定の中に7つの約束と言われているものが認可されたわけです。これは原発の運営は安全性の確保を前提とするという、その内容に完全に引っかかるものではないかと思っているので、保安規定に本当にどういう関係なのか、保安規定に関わるのかどうか、こういうことも含めてきちんと調べ、検討し、報告していただきたい。感想と意見です。以上です。

◎桑原議長

ご意見ということでよろしいですね。それでは、今日まだ発言されてない方で発言したい方はおられますか。おられなければ時間ですが、今、手を上げられた竹内さん、どうぞ。

◎竹内委員

竹内です。確認ですが、IDカードの件は本庁でというのは3ページの原子力規制部と長官官房のところに2つ、安全規制管理監がいらっしゃるのですが、こっちだから本庁ということなのですか。これは全然関係のないことなのですか。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

説明が足りず申し訳ありません。いわゆる本庁だと言っている私の意味は、地方事務所以外のこと、東京にいる人たちのことを本庁と言っており、今回の ID 関係でいえば、長官官房という青い枠で囲っている右のところに、放射線防護グループというのがございますが、この中の安全規制管理官（2）とございますけれども 2 人いて、1 人が各セキュリティ部門の管理官というかたちで、ここの部門がいわゆる各セキュリティ関係の検査を行っているということです。

◎竹内委員

そうすると日頃、検査に入る中で ID カードの必要なところもきつと入られると思うので、ID カードの扱い方、東電の社員の ID カードの扱い方みたいなことも見ていると思うのですが、そのあたりの感覚はこの人たちは見ていないからわからないのでは。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

そのへんの感覚は当然そういったセキュリティ関係のプロですので、十分理解した上で対応いたします。

◎竹内委員

ID カードがどのように東電の中で扱われているのか、その現実を見ることは少ないわけですか、規制事務所はちよくちよく行っているから日常的にその姿を見らと思うのですが、本庁の人が行く時は特別な検査だから、日常的な扱われ方じゃないと思うのです。多少そこは異なるのでしょうか。

◎渡邊柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

おっしゃるとおりで、地方事務所は毎日発電所に行きますので、そういったことから比べると、チーム検査というかたちで本庁からは年に数回来るのと比較し、事業者の日常的な姿を見る観点からすると、その部分について違いは確かにございます。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。それでは、宮崎さん、手を上げられたみたいですので、最後に手短にお願します。

◎宮崎委員

ありがとうございます。時間ですので紙で聞きたいと思います。結構です。

◎桑原議長

それでは定刻となりましたので、第 212 回の定例会はこれで閉じさせていただきたいと思います。

それでは事務局から連絡をお願いいたします。

◎事務局

それでは次回定例会についてご案内させていただきます。次回第 213 回定例会は、3 月 3 日午後 6 時 30 分から、ここ柏崎原子力広報センターでの開催となります。

尚、新型コロナウイルス関連に関する時間等については、運営委員会で決定させて

いただき、ご案内させていただきます。

以上を持ちまして、地域の会第 212 回定例会を終了させていただきます。

大変どうもお疲れ様でした。

— 終了 —